

平成 30 年 9 月 7 日

各 位

株式会社 南日本銀行

## 不祥事件の発生について

この度、当行におきまして元嘱託行員による下記の不祥事件が発生いたしました。

信用を第一とし、高い倫理観と信頼が求められる金融機関として、かかる事態を招いたことについて役職員一同深く反省いたしております。日頃から当行を信頼し、お取引いただいておりますお客さま、地域の皆さま、および株主の皆さまにご心配とご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

## 記

### 1. 事件の概要

発生店舗	与次郎ヶ浜支店
事故者	元嘱託行員（女性 39 歳）
発生期間	平成 27 年 1 月から平成 30 年 7 月（3 年 7 ヶ月）
発覚の経緯	平成 30 年 7 月 12 日（木）に、与次郎ヶ浜支店から本部に送られた現金が不足していることを当行現金センターの行員が気付き、ただちに与次郎ヶ浜支店の内部調査を実施したところ、事故者が着服していたことが発覚いたしました。
事件の内容	事故者は出納担当として支店内の現金を管理する立場を利用して、支店内の行員の隙を見て現金を抜き取っていたものです。なお、本件は支店内で保管していた銀行の現金の着服であり、お客様との取引に影響を及ぼすものではございません。
被害金額	発生期間は平成 27 年 1 月から平成 30 年 7 月までであり、累計被害額は 4,290 千円、被害金額は 1,790 千円です。
その他	被害金額は、事故者側から全額弁済されています。

### 2. 関係機関への届出等

事件発覚後、法令に基づき監督官庁へ届出を行い、警察にも通報しております。

### 3. 人事処分

元嘱託行員につきましては、平成 30 年 8 月 6 日付けで懲戒解雇処分といたしました。また、平成 30 年 8 月 27 日付で関係者の処分を実施いたしました。

#### 4. 今後の対応について

当行は、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の最重要課題のひとつとして取り組んでまいりましたが、今回の不祥事件発生という事態を重く受け止め、再発防止に向けて役職員のコンプライアンス意識の更なる向上を図るとともに、内部管理態勢の一層の徹底強化に努め、信頼回復と不祥事件の再発防止に向けて役職員一同全力で取り組んでまいります。

なお、本件に関するお客様のお問い合わせ窓口は以下のとおりです。

窓口	経営企画部 コンプライアンス統括室（担当 今井、野元）
電話番号	099-226-2713
受付時間	午前9時から午後5時（銀行の休業日を除きます）

以上

---